



親展

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

### 1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険 (b)				月	月	月
一般厚生年金	国共済厚生年金及び 地共済厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

- ・「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
- ・(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

### 2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1)国民年金				老齢基礎年金
				円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	円	円	円	円
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的加算部分)
	円	円	円	円
国共済厚生年金期間 及び	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	円	円	円	円
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的加算部分)
	円	円	円	円
地共済厚生年金期間	(経過的職域加算額 (共済年金))	(経過的職域加算額 (共済年金))	(経過的職域加算額 (共済年金))	(経過的職域加算額 (共済年金))
	円	円	円	円
	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	円	円	円	円
私学共済厚生年金期間	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的加算部分)
	円	円	円	円
	(経過的職域加算額 (共済年金))	(経過的職域加算額 (共済年金))	(経過的職域加算額 (共済年金))	(経過的職域加算額 (共済年金))
	円	円	円	円
(1)と(2)の合計	円	円	円	円

- ・老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。
- ・老齢年金の見込額が表示されていない場合は、受給資格期間が300月に達していない場合などですので、当会年金部にお問い合わせください。

「ねんきん定期便」です。  
年金加入記録をお送りします。

KKR

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

電話 03(3265)8141 (代表)

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～18:00  
お掛け間違いのないよう、ご注意ください

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください  
(雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

